

8 利用料金

- (1) 障害児通所給付費によるサービスを提供した場合、厚生労働大臣の定めるサービス利用料金から利用申込者の負担能力等をしん酌して政令で定める額を引いた額が障害児通所給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担額をお支払いいただきます。
- (2) 上記(1)の代理受領を行わない場合、事業者は利用申込者からサービス利用料金の全額をいただきます。
- (3) 上記(1)及び(2)の利用者負担額の支払を受けた場合は、利用申込者に対して当該費用に係る領収証を発行し、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、利用申込者に対してその金額及び内訳を通知します。
- (4) 次に定めるサービス利用に要する費用については、障害児通所給付費の対象ではありませんので、実費をいただきます。

①「創作活動」「レクリエーション活動」等にかかる材料費などの実費

② 行事参加料

③おやつに係る費用(1回50円)

- (5) 利用者の都合により、利用をキャンセルされる場合は事前に連絡をいただきますようお願いいたします。急なキャンセル等がありますと実費相当額や以下に規定する利用者負担相当額をお支払いいただくことがあります。ただし、管理者が認めた場合は減額又は免除することができます。

※利用者負担額・サービス利用に要する費用は、ひと月ごとに計算し、請求させていた

だきますので、以下のいずれかの方法でお支払いください。

①当事業所窓口での現金支払い

②ご利用者が指定された金融口座から自動引落

※引落日は毎月20日(銀行法第15条1項に規程する休日のときは翌日)

【利用者負担料金表】

基本部分		専門的支援体制加算(1日)	児童指導員等加配加算(1日)
定員10人以下 (重心・医療的ケア児以外)	区分1	574円/日	123円/日 専門的な支援提供する体制等を満たした場合に算定可能となります
	区分2	609円/日	
	区分3 ※休業日のみ	666円/日	
(重心障害児のみ) 授業終了後	利用定員8人以上10人以下 (1,118円/日)		児童指導員等配置 ○常勤専従・経験5年以上 187円 ○常勤専従・経験5年未満 152円 ○常勤換算・経験5年以上 123円

(重 心 障 害 児 の み) 休 業 日	利用定員8人以上10人以下 (1,299円/日)		○常勤換算・経験5年未満 107円		
			<u>その他の従業員を配置</u> 90円		
利用者負担上限額管理加算 (150円/月)			負担額合計額の管理を行った場合に 加算となります		
送迎加算 (重 心 障 害 児 の 場 合 を 除 く) (片道54円)			送迎を行った場合、片道につき加算と なります		
送迎加算 (重 心 障 害 児 又 は 医 療 的 ケ ア 児) (片道40円)					
延 長 支 援 加 算	ケ ア 児 以 外	重 心 ・ 医 療 的	1時間未満 (61円/日)	サービス提供時間を超えて放課後等 デイサービスを行った場合、利用時間 に応じて加算となります	
		ケ ア 児	重 心 ・ 医 療 的		1時間以上2時間未満 (92円/日)
					2時間以上 (123円/日)
	ケ ア 児	重 心 ・ 医 療 的	1時間未満 (128円/日)		
			1時間以上2時間未満 (192円/日)		
			2時間以上 (256円/日)		
欠席時対応加算 (94円/回、月4回上限)			急病等により利用を中止した場合に 利用申込者との連絡調整その他の相 談援助を行った場合に、月4回を限度 に加算となります		
子育てサポート加算 (80円/回、月4回を限度)			保護者に支援場面の観察や参加等の 機会を提供した上で、こどもの特性 や関わり方などに対して相談援助を 行った場合に加算になります		
自立サポート加算 (100円/回、月2回を限度)			高校生について、卒業後の生活に向 けて、相談援助や体験等を計画的に 行った場合に加算になります		
通所自立支援加算 (60円/回、算定開始から3月を限度)			学校等と事業所間の移動について、 自立した通所が可能となるよう職員 が付き添って計画的に支援した場合 に加算になります		
個別サポート加算 (I) イ (90円/日)			ケアニーズの高い児童と認められた 際に算定可能となります		

個別サポート加算（Ⅰ）ロ (120円/日)	(Ⅰ)イの要件に加え、基礎研修修了の職員を配置した場合及び著しく重度の障がい児に支援した場合に算定可能となります
個別サポート加算（Ⅱ） (150円/日)	虐待等の要保護児童等へ関係機関と連携しての支援を行った際に加算となります
個別サポート加算（Ⅲ） (70円/日)	不登校児童に対し、通常の発達支援に加え、学校との連携を図りながら支援を行った場合に算定可能となります
福祉・介護職員等処遇改善加算 1ヶ月のサービス利用料金の合計額（加算・減算を含む）× 加算率	障がい現場に関連する職員の処遇を改善する為に賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算となります

※福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）（常勤の指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が35%以上）は、1日につき15円を加算します。